

滋賀県イノシシ特定鳥獣保護管理計画（案）に対して提出された
 意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

平成24年9月13日(木)から平成24年10月12日(金)までの1ヵ月間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県イノシシ特定鳥獣保護管理計画（案）」について意見・情報の募集を行った結果、1名から1件の意見が提出されました。

これらの意見に対する滋賀県の考え方を以下に示します。

2 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

【提出された意見・情報の概要】

計画全般に関する内容

1件

意見総数

1件

| 番号 | 頁 | 章 | 項目 | 御意見・情報の概要 | 御意見に対する県の考え方 |
|----|---|----|----|---|--|
| 1 | | 全般 | | <p>鳥獣保護区では狩猟が禁止されているため、有害駆除が行われているが、鳥獣保護区の撤廃をして一般の狩猟登録者にも狩猟できるようにしてはどうか。</p> <p>檻による捕獲について、年中一般の狩猟者が狩猟できるようにしてはどうか。</p> | <p>鳥獣保護区の設定は、多種の鳥獣の生息環境の保護を目的としていることから、有害鳥獣に限り申請による許可をしているところです。</p> <p>鳥獣保護法により、滋賀県内では狩猟期間が毎年11月15日から翌年2月15日までと定められています。</p> <p>また、同法の規定に基づく保護管理計画を定めることで狩猟期間を一定期間延長することができることにもなっています。</p> <p>このことから、年間を通じて狩猟することはできませんが、イノシシ特定鳥獣保護管理計画を策定することによって、イノシシの捕獲期間を3月15日まで延長することとしたいと考えています。</p> |